

裁判員経験者と法曹三者の意見交換会

日 時 平成27年1月21日（水）午後1時30分から午後3時30分まで

場 所 千葉地方裁判所大会議室（新館10階）

参加者等

司会者	中山 大 行	（千葉地方裁判所刑事第1部判事）
裁判官	丹 羽 芳 徳	（千葉地方裁判所刑事第1部判事）
裁判官	高 木 晶 大	（千葉地方裁判所刑事第1部判事補）
検察官	辻 好 隆	（千葉地方検察庁検事）
検察官	川 井 啓 史	（千葉地方検察庁検事）
弁護士	村 田 純 一	（千葉県弁護士会所属）
弁護士	保 田 優 木	（千葉県弁護士会所属）

1番	裁判員経験者	男
2番	裁判員経験者	女
3番	補充裁判員経験者	女
4番	裁判員経験者	男
5番	裁判員経験者	女
6番	補充裁判員経験者	女
7番	補充裁判員経験者	女
8番	裁判員経験者	男

議事要旨

別紙第1のとおり

(別紙第1)

【司会者】

それでは、意見交換会を開始させていただきます。

今回は、公訴事実に基本的には争いがなく、量刑が主として問題となる事件の裁判員と補充裁判員を務められた8名の皆様に出席していただいています。いわゆる自白事件の審理、評議の在り方について率直な意見を伺って、今後の我々の執務の参考にさせていただくという趣旨で開かれている意見交換会になります。もうかなり前に裁判員をやられた方もいらっしゃるかと思いますけれども、その時の記憶を喚起していただいて、忌憚のない御意見を伺えれば、ありがたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、出席者の方に自己紹介をしてもらいます。

まず、検察官の方からよろしく願いします。

【辻検察官】

千葉地検の検察官の辻と申します。本日、この席に参加させていただきまして、どうもありがとうございます。

今回の裁判員の皆様の扱われた事件では、量刑というのが主な問題となったと伺っております。検察官としては、ある事件に出会った場合に、その犯罪がどういうものであったかということ立証することはもちろん、その犯罪の事件に見合った刑罰を宣告されるよう心を配っているところでございます。本日の意見交換会の場におきまして、皆さんの御意見を拝聴して、今後の執務にいかしていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

【司会者】

ありがとうございます。

【川井検察官】

千葉地方検察庁の検事の川井啓史と申します。よろしく願いいたします。

本日は、貴重な機会をいただきまして、皆様の率直な意見をいただき、今後の

執務にいかしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

【司会者】

それでは、弁護人の方から、よろしく願いします。

【村田弁護士】

弁護士の村田純一と申します。

今日は、このような天候の中、わざわざ来ていただきまして、ありがとうございます。

裁判員裁判については、裁判員の方から直接お話を聞く機会というのは、普通ございません。ですから、こういう機会は、非常にまれで、非常に貴重なものだと思います。

今日は、忌憚のない意見を御遠慮なくお話しただいて、我々としても、今後の弁護士活動にいかしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

【保田弁護士】

千葉県弁護士会の弁護士の保田と申します。私も、今、公判の期日が大体決まった裁判員の事件を担当しております。争点は、ありますけれども、やはり皆さんがどのようなお考えの下で評議をされたのかというところは、とても関心を持っています。また、私の方も、もちろんやったことに見合った刑を主張していきたいという気持ちでおりますので、その意味で、皆さんの御意見を大変貴重に拝聴させていただきたいと思っております。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。

【司会者】

ありがとうございます。

それでは、裁判官の方から、よろしく願いします。

【丹羽裁判官】

裁判官の丹羽と申します。刑事第1部B係で中山裁判長の右側に座っている右陪席として裁判員裁判に関わっております。時間の関係もあるので、皆さんの意見を

聞きながら、気になったことは質問させていただきたいと思っております。

良い勉強の機会だと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

【高木裁判官】

同じく裁判官の高木と申します。左陪席として職務をさせていただいております。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

先ほどから話が出ておりますけれども、このような機会というのは、我々法曹にとって本当に貴重な機会になるかと思っておりますので、本日は、どうぞ忌憚のない御意見を伺いたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

【司会者】

それでは、早速、話題事項（別紙第2）の方に入らせていただきます。まずは、今回の出席者の皆様がどのような事件の裁判員、補充裁判員を務められたのかを、私の方から若干御説明させていただいた後、皆様から、自己紹介を兼ねて、その事件の裁判員、補充裁判員を務められた感想を簡単にお話しさせていただきたいと思っております。

まず、順番ですけれども、出席者の1番の方からということでよろしいでしょうか。今回の皆様が担当された事件については、配布資料に罪名と争点だけは記載しています。

出席者1番の方が務められた事件は、強盗致傷、窃盗の事件です。判決等を見ますと、被告人は少年なのですが、四日間の中に、共犯者の少年と一緒に現金等を奪うために通行人5名を襲ってけがを負わせたという強盗致傷5件と、さらに、被告人だけで窃盗も行ったという事件だったようです。

公判の審理は、二日間行われて、書証等の取調べのほかに、共犯者の証人尋問、被告人のお母さんの尋問、被告人質問が実施されています。評議は、二日から三日程度行われて、結局、被告人に対して、少年事件ですので、不定期刑ということで、懲役5年以上9年以下という判決が出ているという事件だったかと思っております。この事件を務められた感想等を述べていただければと思います。よろしく願いいたします。

【1番】

感想ということでございますので、率直に思ったことを述べさせていただきます。私が担当させていただきました事件は、御紹介のとおり、被告人が少年でございます。それに関しまして思ったことは、少年を裁くということが、こういうやり方で妥当なのかなという感想が一つ。それから、判決文を読みましてはすけれども、量刑を判断する上で、本人は、真摯に反省しているということでした。しかし、普段の生活態度を知らない我々が、裁判で向かい合って、本当に真摯に反省しているのかどうか、更生を誓っているのかどうかをどうやって判断するかということ。それから、3点目は、量刑を判断することが、自分に果たしてできるのかどうか、そういう問題がございました。

まず最初に、少年の問題なんですけれども、この時、確か、被告人は、19歳と10か月ぐらいだったんです。二十歳未満ですから、少年ということになるかと思うんですけれども、実際やったことをつぶさに聞いてまいりますと、夜、いきなり出会い頭に人を殴って、そこからお金を奪うというものでした。恐らく、被害者の立場からすれば、それが少年であるかどうかというのは、大きな問題ではないだろうと思います。恐怖を覚えて、しかも、体格は立派で、共犯者の少年も人並み以上に体格が立派でした。少年という解釈は、法的には、どこかで年齢的に線引きするんでしょうけれども、車を使って強盗をやっていて、運転免許も与えられて一人前の社会生活を送りながら、年齢的な関係で少年の扱いを受けて、量刑が一般の判決よりも短くなるというのは、何となく矛盾を感じた次第であります。

それから、2番目に申し上げました、被告人が真摯に反省しているのかどうか。この被告人の場合、母親が外国出身だったと思うんですが、少年時代を過ごした環境というのは、一言で言えば、劣悪な環境で、しかも、今でいうネグレクトだったと思うんですが、母親が突然何年間も母国に帰ってしまって、子供たちだけで単独で過ごさざるを得なかった時期があるということでした。その生い立ちについて弁護人から詳細な説明がございましたので、同情すべき点は多々あるかと思ったん

です。将来に向けて、口では、「真摯に反省して、これから更生したいと思います。」ということのを固い決意で話していたんです。簡単に言ってしまえば、本当なのかなと思いました。本当かどうかをどうやって判断するのが、最後まで疑問として残りました。

こうした状況を踏まえて、自分に正しい量刑を判断する能力があるのだろうかということを常に思いながら、裁判長とのお話の中で考え方の一定の幅をいただいて、裁判員の意見を多数決で絞り込んでいるという量刑の考え方に、ある意味、新鮮な感動を覚えて、こういう意見の取りまとめ方もあるのかなと思いました。しかし、結局のところ、過去の犯罪の事例、判決の事例というか、そういう実績に基づいて一定の枠の中で判断するので、本人の反省の度合いだとか、被告人の心情だとかを総合的に判断すると、その枠そのものが妥当なのかどうかについては、最後まで自分なりの納得できる判断というのは、できなかつたです。

【司会者】

ありがとうございます。

2番の方が担当された事件は、傷害致死の事件です。判決等を見ますと、理容店の店長であった被告人が、店の売上金を繰り返し盗んでいた従業員に対して盗みをやめさせるという動機で、1か月間に7回にわたって暴行を加えたという事案です。ほうきで背中を殴るなどの暴行を加えたことによって、結局、その従業員の方を死亡させたという事件だったかと思います。

公判は、二日間半ほど行われて、被告人の上司の証人尋問、お医者さんの証人尋問、被告人のお父さんの証人尋問が行われております。あとは、被害者の息子さんと被害者の妻が心情に関する意見陳述を行っております。評議は、二日間程度行われて、被告人を4年6月に処するという判決が宣告されております。この事件の裁判員を務められた感想等をお願いいたします。

【2番】

初めにこちらに来て事件の内容を聞いた時に、被害者が死んでしまったというこ

とを聞いたので、そういう写真を見なければいけないという恐怖が最初にあって、どうにかして外れないかなと思っていたんですけれども、当たってしまいました。普通の人が、死んだ人の外傷を見るというのは、結構衝撃的です。そのうち慣れていったんですけれども。初日の午後いっぱい、そういった話をしていて、頭の中が、普段の生活と違う話ってということと、それから、普段だったら見ることもないような写真を見るのは、結構衝撃がありました。亡くなってしまった方と同じぐらいの背格好の人を帰りの電車で見たとすけれども、その時にちょっと気持ち悪くなってしまいました。そういった心のケアは、されているようなんですけれども、少なからずそういうことがありました。幸いなことに、顔には外傷がなく、顔を見るということにはなかったもので、いつまでもうなされるということはありませんでした。

量刑についてですが、1番さんと同じように、私も、審理を重ねるにつれて、人の人生に判断を下すことの重さを考えるようになりました。この事件の場合、結果的にその外傷によって亡くなってしまったんですけれども、亡くなってしまった方にも非がありました。お金を盗むってということも、亡くなってしまった1年以上前にもそういった話があったり、口頭でそれを注意したりということは何度も重ねたり、会社の本部の上司の方に話を持ち掛けたりしているという事実と、被害者の方が、勤務中も出勤をしているんだか、していないんだかよく分からない、昼の間に顔を出したけれども、気が付いたら、いないだとか、お金にもだらしがない、時間にもだらしがないというような素行がやっぱり目に付く。ただ、人柄は良くて、被告人と被害者の間で、嫌悪感みたいなのは、お互いに持っていなかったんじゃないかと思いました。

お二人の関係は、実際のところは、分からなかった、憶測でしかなかったというところが、どうしようもないですが。証人として会社の上司の方が来ていらっしゃるんですけれども、この方の証言もあやふやで、本音で言っているのか、疑問な点がありました。捕まってから、結構日がたってからの裁判で、「覚えていないんです。」というようなことを何度も繰り返されていました。実際のところは、求刑よりも大

分短い期間の懲役刑になりました。

本人の素行を見ると、前科もないし、お客さんの評判も良くて腕に技術もあるので、出所した後の年齢だとかを考えると、求刑が確か9年だったと思うんですけども、その期間入れてしまうと、出てきた時に50歳ぐらいになってしまう、そうになると、社会復帰が難しいんじゃないかとも考えました。

判決をする時に、事件の重みだとか、被害者の御家族の方の気持ちだとかを重々考えた上で、その被告人がまた世の中に出てきてどう過ごしていくかを考えると、どういう刑にするのが一番妥当なのかを考えるのが、とても難しかったところです。

1番さんがおっしゃったように、今までの事例を見ながら、裁判員裁判が導入される前はこれぐらい、導入された後はこのぐらいというように、その場に居合わせたみんなを確認をとりながら、結論を出しました。

【司会者】

ありがとうございます。

3番の方が補充裁判員として関与されたのは、現住建造物等放火の事件で、覚せい剤の使用を繰り返していた被告人が、幻聴やいら立ちがあつて、それを解消したいという気持ちから、自らが居住する共同の住宅の居室に火を放った事案ですが、0.5平方メートルほど焼損した辺りにとどまったというものです。犯行当時、被告人は、覚せい剤使用によって心神耗弱の状態だったというような認定がされているという事件でした。

審理自体は、二日間行われて、被告人のお母さんや医師の証人尋問が行われました。被告人質問は、2回にわたって行われ、評議は、1日半行われ、結局、被告人を懲役3年、保護観察付きの執行猶予に処するという判決が宣告されました。

この事件の補充裁判員を務められた感想等をお願いいたします。

【3番】

お話をするのが余り得意ではないんですが、お話しさせていただきます。1番から8番までの事件を見て、私が関わった事件は、生命の恐怖を味わって逃げた方も

いらっしやったので、そういう方に対しては、少し軽率なことかもしれないんですけども、実際に被害に遭われた方はいらっしやらなくて、私に関わった事件が一番被害の少なかった事件で、少しほっとしています。

あと、私は、補充裁判員として選ばれましたので、途中までの意見は出すんですが、最終的な判断のところでは参加できないという立場でしたので、リラックスして参加することができたように思います。

事件についてなんですけれども、被告人は、若い女性だったんですけれども、生い立ちなどを説明するところで、母親が説明するんですけれども、説明の中では、全てを明確にするわけではなくて、私は、同じ母親として、もっと聞きたいと思いました。生まれ育った環境や生い立ちがかなり影響してくるものだなと感じることができました。どこかで選択しなくちゃいけない場合に、一つ道を間違えた選択をただけで、こういった事件を起こしてしまうのかなと思いました。

私は、どんな事件でも、感情的に、悪いことは悪い、許せないっていう気持ちの方が強いので、1番から8番までの事件を見て、もっと凄惨な事件だったら、自分の気持ちは、一体どこへ行ってしまうんだらうって、ここへ来て改めて思いました。

実際には、執行猶予が付いた刑になりました。いろいろな周りからのサポート、母親からのサポートで彼女を見守っていくというところに落ち着いたんですけれども、今までできなかった母親が、この先娘のことをちゃんとできるのだろうかというのが個人的な感想です。判決に対しても、1番さん、2番さんもおっしゃるとおり、本当にこれでいいのだろうか、こんな刑で彼女がやり直すことができるのだろうかというのが、本当の感想です。ただ、どれだけ重い刑を与えても、どこまで他人の人生を決めるのが許されるのだろうかということも感じました。

なかなかこういう経験をできないので、テレビや映画でしか見たことない世界が目の前で繰り広げられるのが、もう人生の中で最初で最後かなというのが感想で、とても微妙な心境だったんですけれども、選ばれた人しかできない貴重な体験をさせていただいたと思って、参加させていただいたことは、自分にとっては、良い経

験になったと思いました。

【司会者】

ありがとうございます。

4番の方が裁判員として関与されたのは、殺人未遂の事件です。事案としては、被告人の40歳ぐらいになる二男が、パチンコや競馬等のために借金を重ねて、被告人が、その立替え払いをするなどしていたところ、預貯金等の残高が乏しくなつて、年金以外は収入もないので、今後の生活に不安を感じていました。そうした中で、二男を殺して自分も死のうと考えて、就寝中の二男の頭部を重量約2キロの鉄アレイで数回殴りつけたものの、被告人の妻に制止されて殺害するまでには至らなかったという事案です。

審理自体は、二日間行われて、証拠書類等のほか、被害者の二男と被告人の妻の証人尋問、そのほか、被告人質問が実施されました。評議は、二日間行われて、結論としては、懲役3年、5年間執行猶予という判決がされているという事案だったかと思います。

この事件の裁判員を務められた感想をお願いいたします。

【4番】

この事件の起訴内容は、殺人未遂なんですけれども、私自身は、殺意がどうしても感じられないわけです。加害者であるお父さんには、本気の本当の殺意はないし、被害者である息子さんも、何かたたかれそうなんだけれども、逃げるでもないような感じでした。法廷で聞いていたんですけれども、本当に殺意があったか、なかったかというところまでは、なかなか行かないわけですね。それで、私は、証人に質問したんですけれども、そのやりとりの中でも、殺意は持っていなかったというようなことだったんです。だから、私自身は、殺人未遂じゃなくて、ただの傷害罪かなと思いました。

殺そうとした行動があったということと、実際その血が飛び散っているというようなことがあって、幾らその息子さんに非があったとしても、やったことは重いと

ということで、執行猶予が付く最大の3年で、執行猶予5年という判決になりました。

【司会者】

ありがとうございます。

5番の方が携わった事件は、強盗致傷の事件です。万引きの前歴があったり、窃盗目的の住居侵入の前科等があった被告人が、執行猶予の期間が満了してすぐに、スーパーマーケットで缶酎ハイ等を万引きして警備員に発見され、逮捕を免れるために警備員の顔面を殴るなどして警備員にけがを負わせたという強盗致傷の事件です。

公判審理は、1日間行われ、書証のほか、被害者の尋問、被告人のお父さんの証人尋問、そして、被告人質問が実施されています。評議は、1日間程度行われて、結局、懲役3年6か月に処するという判決が宣告されています。

この事件の裁判員を務められての感想をお願いいたします。

【5番】

最初に聞いた時、万引き426円で、求刑が6年って、重いのではないかという感想を持ちました。皆さんとの合議の中で、執行猶予なしの実刑で3年6か月という判決になりました。被告人は、ひきこもりで精神的にも経済的にも自立できていない方だなという印象を受けまして、凶悪な、悪質なところというのは見受けられないんですけども、そういう方がこういう事件を起こしてしまったということでした。実際に刑務所に入って実刑を受けて、出てきた時に更生できるのかなという感想を持ちました。

今回の裁判員になる時に、母からは、メンタルヘルスで凶悪事件があった時に、こちらの方が傷を負うんじゃないかということで、すごく心配されたんですけども、実際の内容がこういうもので、そういう心配はなかったのよ、よかったなと思いました。

裁判の求刑の仕方が、社会のルールを守れなかった罰としての求刑というイメージが大きくて、プラスアルファで、更生面を見る場合もあるというような御説明を

受けました。実際にこの方が、3年間刑務所に入った場合と4年間刑務所に入った場合とでは、1年違うわけなんですけれども、それで、何も心のケアとか受けなかったり、更生プログラムを受けなかったりして戻ってきたら、社会に帰って更生できるのかなと思ったり、逆に、執行猶予が付いて今の状態で戻った場合に、今度こそやり直せるのかといったことを考えました。やっぱり、被告人の人生の大事な時間を刑務所の中に入るということを決めることの重みを感じました。

【司会者】

ありがとうございます。

6番の方が補充裁判員として関わった事件は、実は、うちの合議体でやった事件です。その節は、どうもありがとうございました。

事案の内容としては、被告人が、深夜、通行中の女性を人けのない場所に連れ込んで強姦しようとしたというものです。3名の女性に対して、スタンガンを押し当てるなどの暴行を加えましたが、いずれも強姦の目的は遂げることはなかったということです。そのうちの1名には、けがを負わせてしまい、強姦致傷と強姦未遂の2件の事件です。

公判自体は、二日半行われて、書証等のほか、被害者2名の証人尋問、被告人のお母さんの証人尋問と被告人質問が行われました。評議は、1日半ぐらい行われて、被告人を懲役6年に処するという判決が宣告されています。

この事件の補充裁判員として携わった感想等をお願いいたします。

【6番】

まず、外枠から述べさせてください。私には、3歳の子供がいるんですけれども、今回この裁判員に参加するに当たって、参加するかしらないか、すごく考えたんですけれども、なかなか結果が出ずに、もうくじ引きの運任せにしようと思っただけのスタートでした。結果、補充裁判員として参加させていただいて、今ここにいる次第です。子供がいるので、1週間を決まった時間に通わなきゃいけないということで、子供を預けなきゃいけないということがまず発生しました。今回は、たまたま預か

ってくれる施設があったのと、家族の協力で預けることができたんですけれども、子育てしている保護者の方が出席するのは、なかなか難しい制度なんではないかなと思いました。

私が参加したケースの内容だとか、五日間という期間とか、一緒にやらせていただいた方も踏まえて、自分自身は、参加させていただいてよかったと思っています。ただ、次回受けるか受けないかは、分かりません。

終始難しかったことは、感情論を抜いて法に基づいて考えることで、普段、私の頭の中では、感情論がすごく大きいウエイトを占めているので、法に基づくというやり方がすごく難しかったです。

やってよかったと思った点は、生まれて初めて被告人のことを中心に考えた1週間でした。今までだったら、何らかのメディアで一方的な情報だけ聞いていましたので、例えば、ここに強姦致傷、強姦未遂って事件があったら、「被告人が何かした。悪い。」みたいな思考回路しかなかったんですが、関わらせてもらったことで、その情報は、すごく一方的なものだったんだなと気付くことができました。それで、少し視野が広がったと思っています。

初めて法律に触れて、言葉は適切ではないかもしれませんが、単純に法律という分野が楽しかったですし、知れて良かったです。そして、興味を持ちました。裁判の流れも、ここに来なければ、知ることもなかったですし、触れることもなかったです。勉強になったと思っています。何より、裁判官の方は普通の人だということを知ることができたのが良かったです。審理などに関わっていた中で、感情論は二の次で、法があつての判決なんだなと、私自身は、法律に対して信頼できると思いました。

最後に、1週間経験して自由に言わせていただけるとすれば、私は、被告人が刑を終えて戻ってきた場合に、法に触れることなく何とか生きて行ってほしいなど、応援する気持ちでいます。

【司会者】

ありがとうございます。

7番の方が補充裁判員として携わられたのは、強姦致傷と強制わいせつという事件です。事案の内容としては、強姦罪で執行猶予の判決を受けたことがある被告人が、1年余りの間に、わいせつ目的、もしくは強姦目的で、見ず知らずの若い女性3人を狙って、強姦の目的は遂げなかったけれども、女性にけがを負わせる等をしたという強姦致傷、あと、住居侵入、強制わいせつ、わいせつ未遂、そのほか、強盗致傷の被害者が落とした財布を盗んだという窃盗も併せて起訴されているという事件です。

公判審理は、二日間行われて、書証の取調べのほかは、強制わいせつ未遂の事件の被害者の証人尋問と、被告人のお母さんの証人尋問、被告人質問が実施されています。評議は、二日間ほど行われて、結局、被告人を懲役7年6か月に処するという判決が宣告されている事件です。

この事件の補充裁判員を務められた感想等をお願いいたします。

【7番】

よろしく申し上げます。補充裁判員を務めました7番です。

6番さんと同じように、私も子供がいるんですけども、普段はパートをやっています。上の子はもう小学生で、下の子は今4歳ですけども、どちらも学童保育、保育園に入っていて、今回裁判員に参加するに当たっては、パート先の理解も得られましたので、すんなりと来ることができました。裁判員の候補になっていますというお知らせを頂いた時は、本当にびっくりしまして、パート先にも事例がなかったもので、上司と話し合いながら、どれぐらいの期間やるのかとか、どれぐらいお仕事に穴を開けなきゃいけないとか、いろいろありましたけれども、比較的快く「行ってらっしゃい。」という感じだったので、五日間集中して、こちらの裁判に臨むことができました。

事件のことですけれども、被告人が終始「覚えていない。」だとか、「分からない。」だとかを繰り返し言っていました。ただ、この事実については、争わないというこ

とだったので、何となく煮え切らない感じがずっとありました。「覚えていないというのは、どうしてだろう。」というのを裁判員の方たちとみんなで話し合っ、裁判官の方も「どういうことだろう。」ということで、被告人に質問したところ、妻子がいるにもかかわらず、ナンパばかりしていたということでした。しかも、結構な数のナンパをしていたらしくて、同意の上での性的なこともあったし、今回の3件以外にも多分すごくいっぱいやってきているんだろうなと思っていました。ただ、被告人は、大体のことは「分からない。」と言っていましたので、ずっと煮え切らない感がありました。

あと、この被告人は、強姦未遂か強姦かの前科がありました。その時は、お母さんの監督の下、示談が成立した感じだったんですけれども、また同じような事件を起こして、お母さんも証人としていらっしやったんです。けれども、お父さんが闘病中ということもありまして、この被告人が刑期を終えて出てきた後、お母さんが監督するという感じになったんですけれども、本当にお母さんが被告人のことを今後しっかり見ていけるのかが、疑問でした。

量刑を決めるに当たっては、皆さんと同じく、私も、過去の事例を基に、検察の方が12年を求刑していると思うんですけれども、結果、7年6か月になりました。

わいせつ未遂の被害者の方が、証人として来てくださって、お話しして下さったんですけれども、20代前半の若い子で、泣きながら事件のことを話して下さって、とても勇気があることでしたでしょうし、この被告人がやっぱり許せないなという気持ちにもなりました。

刑を決めるに当たって、過去の事例を基にというのは、納得できたんですけれども、被害者の心情をもうちょっと入れたかったと思いました。

裁判を終わってみて、裁判員制度に携わったことは、とてもよかったと思っています。あと、防犯意識が変わりました。どこにでもこの被告人のような人がいるんだなというのが感じられて、娘もいるので、守ってあげなきゃいけないなという意識を持つことができました。

【司会者】

ありがとうございます。

8番の方が携わられたのは、強盗殺人未遂という事件でした。事案の内容は、女性の被告人がパチンコ代欲しさに窃盗又は強盗目的で民家に侵入し、高齢の被害女性2名に対して殺意を持ってスカーフ様のもので首を締め付けて、現金等を強取したという住居侵入、強盗殺人未遂の事案と、民家に侵入して指輪を窃取したという住居侵入窃盗、窃盗目的で住居に侵入したという住居侵入の事件です。

公判審理は、実質三日間行われて、書証等の取調べのほかは、2名の証人尋問と被告人質問が実施されています。評議は、1日半行われて、被告人を懲役17年に処するという判決が宣告されています。

この事件の裁判員を務められての感想をよろしくお願いいたします。

【8番】

今日は、すごく緊張しているんですけども、よろしくお願いいたします。

まず、裁判員になった感想から言わせていただくと、最初は戸惑いと迷いもあったんですが、実際に参加させていただいて、意識とかそういった重みを含めて、価値観が変わりました。いろいろ深い議論とかもさせていただいたんですけども、やはり刑を下す重みですとか、そういったものに迷いもありました。今回の事件は、家庭環境が悪いというところもあって、どうしても被告人寄りに情が流されてしまった部分があって、回を重ねるごとに流されていく自分と、やはり被害者の立場に立って考えなくてはいけないという意味で、改めて刑の難しさを感じました。

いろいろ議論していく中で、最初は、皆さん厳しい見方をしていたんですが、被告人の泣いて訴える姿とかを見ていると、裁判員の方の中には、泣いている方も実際いらっしゃったんですけども、だんだん情に流されていく自分と、刑に対して厳密に対処しなきゃいけないっていうのがあって、本当に難しいなと改めて実感させられました。

最終的には、意見を出し合って結果を出したんですが、本当に難しい面を思い知

らされました。

裁判が終わってからも、いろいろ考えてしまっ、本当に更生してほしいという気持ちと、あとは、更生プログラムの施設の方も、更生させるプログラムを説明するのに当たって、参加してたんですけれども、その更生プログラムも内容的にはすごいすばらしいんですが、実際、現実的にそれを利用するとなると、多額のお金が必要だったりですとか、そういう更生プログラムのお金は、とても払えない家庭環境であるとか、現実とのギャップがなかなか難しいというのは、実感できました。

今回、この裁判を通じていろいろ経験させていただいて、被告人もいろいろな家庭環境があって、そういう事件に発展していく、そのメンタル面を何とか事前に防ぐことはできなかったのかなと、そんなことを深く考えさせられる事件でありました。

【司会者】

ありがとうございます。

皆さん、裁判員を実際に務められての率直な感想ということで、いろいろな御苦労があったり、考えることがあったりということが伝わってきました。時間の関係もあるので、今、話が出た内容を全部取り上げられるか分かりませんが、皆さんの感じられたところ、疑問に思われたところについて、話ができればよいなどというふうに思っております。

(休 憩)

【司会者】

それでは、話題事項の2以下のところに進みたいと思います。話題事項の2、3に、審理、評議と分けておりますけれども、時間の関係もありますし、審理と評議、重なっているところもあるので、一括してこちらの方の問題意識を話させていただきながら議論を進めたいと思います。

結局、量刑が問題になるということですが、審理で、どういう事件なのか、どこがポイントなのかということをしつかりまずは皆さんが把握しなければいけな

いということになるわけです。皆さんにお聞きしたいんですけども、そもそも今回皆さんが参加した事件が、事実関係に争いがなくて量刑が主として問題となる事件だということが分かったのがいつの時点なのかというところですよ。

例えば、もう公判が始まる前にそういう説明が裁判所の方からあったのか、なかったのか。あるいは、最初に起訴状の朗読から始まって、両当事者の冒頭陳述があったかと思うんですけども、それを聞いた段階で初めて、この事件は、争いがなくて、量刑が主として問題となって、その量刑のうちのどういうところが問題となるんだと分かったのか。それとも、そこを聞いていても何かよく分からなくて、手続が終わって休憩になって、裁判官の方の説明を受けて初めて、そこに問題があるんだなど、そこが中心なんだなということが分かったのか。その辺の実情と、さらには、どうだったらよかったかというようなところを含めて、御意見を頂きたいと思っております。

【1番】

量刑を争う事件だと分かったのは、弁護士さんの冒頭陳述を聞いて、その裁判の内容について被告人は十分な反省をしており、しかしながら、被告人の生い立ちがかくかくしかじかということで、いわゆる情状酌量ですか、それを求めてこられた時点で、これはもう量刑だけの内容だと思ったんです。それはそれとして、一つ印象に残った点がありますので、話がずれるかもしれませんが、初日の午前中の法廷が終わった後で、一人の裁判員の方、年配の女性の方だったんですけども、裁判員の席を替わってほしいとおっしゃられたんです。御存じのように、裁判長を挟んで半円形に並びますけれども、その方は、一番右端に座っていらっやって、そこからですと、弁護人の前にいる被告人としょっちゅう目が合うというんです。目が合って怖いとおっしゃられて、そんな弱気で被告人に質問なんかできるのかなって内心思ったんですけども、たまたま私が対象になったもんですから、替わったんです。だけれども、一転して、その方は、評議の席上は、実にしっかりしたものを述べられるので、その怖いという感情と、裁判員としての判断能力とは、

直接関係がない話なのです。裁判の席で証拠を見て怖いと思うのは、素直な感情だと思うんですよね。まして殺人事件の写真なんか見せられたら、それはたまったもんじゃないと思うんですけれども、そういう裁判の運営そのものに何か一工夫された方が、より適切に進められるんじゃないかなと考えたりした次第です。

【司会者】

今のところですけども、どんな工夫があれば、よかったですでしょうか。

【1番】

法廷の席上において、被告人からは裁判員が見えずに、裁判員からは、被告人も含めて、法廷全体が見渡せる程度のスクリーンを前にして、その後ろに裁判員が座るような工夫があったとすると、仮に、目が合ったとしても、被告人からは見えなわけですから、その恐怖感というのが薄らぐんじゃないかなという感じはしました。

【司会者】

ありがとうございました。

先ほどの質問の関係では、弁護人の冒頭陳述の段階になって、事実に争いがなくて量刑が問題になるということが分かったということでしょうか。

【2番】

亡くなった理由が明確になっていなくて、医師の証人があったと思うんですけれども、結構、これが専門的な話になりまして、亡くなった理由も書いてあるんですけれども、これも結局、憶測というか、本当にそうだったのかなってというような、実際はどこなんだろうっていう、これが決め手っていうようなのがなくて、原因は、その暴行によるものだというのがありました。最初に、求刑が9年って言っていて、これについては、量刑で始めるっていうことを確か最初の日裁判官の方から説明があったと思うんですけれども、そういうふうに聞いていても、実際に9年って求刑をしているけれども、確か弁護人の方からは3年だったような感じがして、何でこんなに開きがあるのかが全く分からずにいました。裁判官の方も、医師の証人尋

問を聞いて判断されたというのも大きいと思いますし、実際のところ、専門的な内容だったので、長引きました。後に、裁判員の中で話し合った時に、元医療関係の方がいらっしゃって、体の中の生理的な機序みたいなこととお話くださったので、そこら辺は、潰していったんですが、やっぱり死因がはっきりとしないところで量刑を決めるのは、すごくつらいなという印象です。

【司会者】

そうすると、2番さんの事件は、死因については、一応争いのものはあったということなんでしょうか。それとも、別に争ってはいないんだけど、そこが分かりやすいようにということで、医者尋問が行われたということでしょうか。

【2番】

死因は、蹴ったりとか、そういう暴行によるものだっていうことは明らかだったと思うんですけども、暴行を行ってから数日後に亡くなっているのです。例えば、刺してすぐに亡くなるというのだったら、それが殺傷能力があって亡くなったんだなど分かるんですけども、この方の場合、亡くなった方の年齢が60歳を超えていて、60歳を超えると、いろんなところに機能が衰えたりとかっていうことも考えられなくはないので。

【司会者】

分かりました。その辺に争いがあって、納得できないところもあるということですね。

【2番】

クリアにできなかったところもあります。

【司会者】

なるほど、分かりました。

それでは、時間の関係もあって申し訳ありませんけれども、3番の方は、量刑が主たる争点だったというのがいつ分かったのか、どんな説明があったとか、どんな説明の段階で分かったとか、その辺の御事情を聞かせていただければと思います。

【3番】

量刑がなぜそれで決まったかってことですか。

【司会者】

そうではなくて、この審理を始めるに当たって、今回の事件が、公訴事実に書いてあるところは争いがなくて、量刑を決めるのが今回の争点なんだと、そういうことが審理のどの辺で分かったのか。要するに、裁判が始まる前から、裁判官が「この事件は争いがないので、量刑が問題になります。」という説明があったのか。それとも、冒頭陳述の段階で、そういう冒頭陳述を聞いて分かったのか、その辺の御事情を。

【3番】

そうですね。もちろん精神的な恐怖を受けた方はいらっしゃるんですけども、建物は一室燃えてしまったんですけども、実際にけがをされた方というか、被害を受けた方がなかったので、量刑を決めるところで、被告人の生い立ちとか、情状酌量を求める話の説明があって、それによって、実際のところ刑を何年にするかを決める、最初からそういう話だったと思います。

【司会者】

分かりました。

皆さん、大体、冒頭陳述を聞かれた時に分かったんでしょうか。事件が始まる前から、この事件は争いがないということを裁判官から説明があった方はいらっしゃいますかね。

【3番】

最初の顔合せの時、本当、始まる前に。

【司会者】

3番さんも一緒なんですかね。

【3番】

ええ。大体どういう事件なのかは、裁判官の方から説明がありました。被告人が

住んでいた場所が、電車で15分も走れば私の自宅から着いてしまう、隣町のよく知っている町だったんです。こちらは、被告人の顔を忘れないで覚えているんですけども、向こうから見たら、8人並んでいた顔を全部覚えているとは思えないんですが、こんな近くにいるんだったら、何年かたって顔を合わすことは、やっぱり嫌だなって。私の場合は、こういう事件だったんですけども、実際に殺人未遂や強姦された方と近くでばったり会ってしまうっていう恐怖は、あると思いますので、そういうところも何か良い策があればと1番の方の話を聞いて思いました。

【司会者】

分かりました。ありがとうございます。もう一つ話題事項の3の(1)で書いたところなんですけれども、量刑を考えるに当たってのポイントを裁判官の方から説明する機会というのがあったかと思うんですけども、これについては、どの段階であったのかというところについて、お話しいただければと思うんですけども、いかがでしょうか。

審理が全て終わって、これから量刑評議に入るという段階で基本的な考え方を説明するというやり方をとられていたのか。それとも、審理が始まってすぐ、冒頭陳述が終わって、この事件は、量刑が問題となるということが判明した段階で説明があったのか。この辺の実情は、いかがでしょうか。量刑評議に入ってからそういう説明があったという方は、どれぐらいいらっしゃいますか。全部審理が終わって、もう論告求刑、弁論が終わって、事件として犯罪が成立するのは間違いのないですね、量刑が問題ですよ。その段階で説明があったという方は、どれぐらいいらっしゃいますかね。

1番さん、2番さん、4番さん、5番さん、6番さん、7番さんですかね。

そうすると、8番さんと3番さんは。

【3番】

記憶が前後するんですけども、実際にあの部屋に入る前の顔合わせの段階で、少し説明があったと思ったんです、記憶違いでなければ。あの場所に座る前の別室

での顔合せの時に、事件の大体のあらましを説明をされたっていう記憶なんですけれども。

【司会者】

その時に、もう説明があったということですね。

8番さんは、どうでしょうか。

【8番】

私は、一番最後の審議になる時に、そういう内容を聞かされました。

【司会者】

審理が始まる場所ですか。

【8番】

はい。

【司会者】

その関係で御質問なんですけれども、どういうふうに量刑を考えるかという基本について、冒頭で裁判官から説明があった方がいいのか。その方が、審理に臨むに当たって、この辺がポイントなんだと、一般的には犯状中心に考えるんですよという説明とかがあると思うんですけれども、そこをまず中心に考えるんだから、そこをまず中心にしっかり聞こうというふうに考えるという意味で、最初にそういう考え方を聞いておいた方がいいのか。それとも、最初の方って、いろんな情報が入ってくるので非常に忙しくて、そんな説明を聞いても、なかなか頭に残らない。だから、別にそんなのは、後で聞かせてもらえば大丈夫なんだと、この辺の感覚というのは、いかがでしょうか。実は、裁判所もどの段階で説明するのかについて、各合議体で工夫等があるんですけれども、皆さんがどちらの方がより分かりやすいというふうに考えられるのかというところの御意見を聞かせていただきたいんです。例えば、8番さんは、審理の初めのところでそういう説明があったということなので、そういう説明があったので審理がよく分かったというふうに考えられるのかどうかと、その辺の感想等をお話しいただければと思います。

【8番】

そうですね。実際の冒頭陳述を聞いて、その中で一番焦点になったのが、殺意があるか、ないかっていうところですね。裁判長の方も、その辺は、強く言っていました。やはり、殺意があるとか、前歴があるとか、今まで過去に何回もそういう事件を繰り返しているとか、そういうのは、実際に自分の目で見て、それで、その辺を改めて実感したところですよ。

【司会者】

そうすると、審理のポイントみたいなところの説明があったので、それ以降の審理のところも、そういうところを中心に聞いていたので、最初の方に説明があった方がいいんじゃないかというようなことでしょうかね。

【8番】

そうですね。

【司会者】

他の方、いかがですかね。

はい、6番さん。

【6番】

話題事項の3の(1)の質問に対して、私が考えていて、どうしても言いたいところがあるので、そこから言わせてください。

今回、裁判に参加させていただくに当たって、検察官の方がされた求刑、何年求刑しますっていう時に、初めて数字が頭に入ってきたと思います。その時に私が考えたのは、それがよりどころだったり、判断基準だと思いました。正直、その日は。後で評議の中でどんどん訂正されるんですが、すごくインパクトが強かったという印象です。ですので、評議はいつ説明してほしいかというところなんですけれども、私自身は、なるべく早い段階で一度聞いてみたかった。自分の頭をどうやって考えていけばいいか、ただ聞いているだけじゃなくて、どういうふうに考えていくか、考え方をまず知りたかった。ただ、初日は、全て初めてのことでしたので、頭に入る

かどうかは別として、聞いておきたかった。2回説明してほしいというのが、希望です。

【司会者】

なるほど。最初に説明があっても、分からないかもしれないけれども、そこで説明してもらい、審理が終わったような段階でも、また説明してもらえれば、より分かりやすいんじゃないかという御意見でしょうか。

【6番】

はい。

【司会者】

では、5番さん。

【5番】

私の場合、1日目が審理で、2日目がもう評議という形だったんです。実際の量刑の考え方は、2日目の評議のところで御説明があったように覚えているんですけども、そのやり方でよかったんじゃないかなと感じています。というのは、1日目は、特に説明がないことによって、かえって先入観を持たなくて、ナチュラルな考え方、自然な考え方というので、受け入れていけたんじゃないかなと思いますし、この短い審理の流れで、一番最初にまた説明を入れるというのも、実際難しかったんじゃないかなと感じました。

【司会者】

ありがとうございます。

他の方は、いかがでしょうか。

【2番】

先ほど、全部審理が終わってからというところで手を挙げさせていただいたんですが、審理の途中で戻った後に、今の時点の段階で、どれぐらいの刑になるかを多数決か何かでとっていたような記憶があります。もしかしたら、最初の方でそういった話があったのかなと思うんです。最初に聞くことで、例えば、たくさんの情報

量がある中で、自分がどこに焦点を当てて判断をするのか、情報の要らない部分と必要な部分の選別ができる。今は、やっぱり最初にある程度聞いておくっていうことが必要なのかなと思いました。

【司会者】

ありがとうございます。

他の方は、いかがですか。

【7番】

私は、審理に入ってからだったかな。評議に入ってから、裁判官の方に結構詳しく説明していただいて、その量刑の決め方については、納得できたんですけども、担当したのが強姦とか強制わいせつとかだったんで、やはり女性目線で見えてしまうというか、それはすごくひどいので、やっぱりできれば、出てきてほしくないっていうぐらいの気持ちがあったので、やっぱり私は、最初に少しでも聞いておきたかったなと思いました。

【司会者】

ありがとうございます。

他の方は、いかがでしょうか。

【1番】

記憶が曖昧なんですけれども、第2回公判の午前中の、第1回目の評議の席上で、量刑の考え方が示されたと思うんですね。それは、いわゆる判例に基づくその量刑の考え方ですよと。その時に、強く疑問に思ったのは、担当している裁判の中身で、被告人の犯行というのは、実は、関東6県のうち神奈川を除く5県ぐらいかな、これをわずか三、四日移動する中で、各県1回ずつ事件を起こしているんです。それで、どう考えても、計画的にやっていると思えないんです。逃走ルートも、通常ならば、高速道路を使って逃げるところが、全然方角違いなところで、でたらめに車を走らせて、それで犯行を重ねるという手口は、計画的なのではなかろうかという印象を拭えなかったんです。もし、計画的な犯行だとすると、量刑の判例が偶

発的な事件と計画的な犯行で当然違うだろうと思って、その午後の法廷で、被告人に聞いてみたんです。その結果、分かったことは、そんなしゃれたことは、全く考えていなかったと、行き当たりばったりで、とにかく東西南北もよく分からない。ただ、共犯者が右に逃げようと言うので、右へ車を走らせて、結果的に1県で1回ずつ犯行をやったっていうのも、「そういや、そうですね。」みたいな調子で。となると、裁判所から示された判例に基づく量刑の考え方っていうのは、その辺の事情もしんしゃくした上で出されている内容なので、やっぱり議論は、その判例による量刑を中心に、情状酌量の余地がどれだけあるのか、それだったら1年マイナスしましょうか、2年マイナスしましょうかっていう方向で議論したように記憶しているんです。

【司会者】

なるほど、分かりました。

他の方は、いかがですか、この関係で。

【5番】

審理の始めに説明されたことは、証拠に基づいて判断するよということと、証拠というのは、これとこれとこういうのが証拠ですよという説明を受けました。それで、法廷で事実関係を全部納得した上で、最後に量刑を決める前に、殺人未遂事件についての量刑についてということで、やっぱり量刑を決める手順について説明を受けたんですけれども、これでよかったんだろうと思います。

【司会者】

はい、分かりました。

大体皆さんから御意見伺いましたかね。

裁判官、検察官、弁護士さんから、何か御質問ありますでしょうか。

【丹羽裁判官】

さすがに、皆さん、もう量刑評議を終えられた後なので、きちっと、やったことが大事で、お言葉を借りれば、感情は二の次でとか、感情と行為の間を何か定める

のが難しいというお話をされていたので、裁判所の説明がちゃんと伝わっているなというのがよく分かるお話でした。先ほどから出ているように、何も知らずに法廷に入って、例えば、強姦の性犯罪とか、あとは、人が亡くなっているような事件の場合に、「被害者は、かわいそうだな。」とか、「被告人は、とんでもない人だな。」って言うように、まず感情の方に目が行きがちなのではないか、若干、裁判官としては、心配なんですけれども。振り返られて、心配にお感じになるのであれば、裁判所の方で、早めに、「やったことがまず中心なんだ。」「そういうところを証拠の中からうまく拾い出してください。」というようなアナウンスを、どの程度するかはともかくとして、やっていくことが大切なのかなと感じながら聞いていたんですけれども、その辺りの御感想をもし述べていただける方がいれば、お願いしたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

【司会者】

では、6番さん。

【6番】

今でも疑問に思っているところは、裁判員制度をなぜ始めたかっていうと、一般人のモラル、一般人がどう考えるかを裁判に入れたっていう趣旨が一つあったかと思うんですけれども、それを入れたいのであれば、普通の私個人としては、感情論が半分、法は全く分からないので、私の中のモラルが半分っていうのが、一般人の裁ける、提示できるものだと思っていたんですね。ただ、裁判に関すると、やはり法で裁く、刑を何年かに当てはめるっていうことで、感情は次の段階だっていう、何か国が出しているものと現実が少し違っているなど、今でも思っています。

そんな返答でもいいでしょうか。

【丹羽裁判官】

はい、大丈夫です。

【司会者】

他の方は、いかがですか。

では、2番さん。

【2番】

私も、6番さんと同じような意見で、法の下で裁かれるっていうふうな印象がありました。ただ、裁判員を導入した後と前とでは、犯罪によっては、刑罰が違ってきているっていうことも実際にあると思うんです。裁判員になった時に、私は、まず自分の気持ちは後にしようというふうに思いました。まずは、事実関係を見ようっていうことを思いました。というのは、内容が、会社も絡んでいて人事的なもので、私自身も人事関係で仕事をしているものですから、そこは、切り離して考えるっていうところをやってきました。ただ、判決をする上で、量刑っていうふうになると、どうしても法ではこうです、だけれども、人間ってやっぱり気持ちがあって被害者もいる中で、どういうふうに決めるかっていうので、量刑があるわけで、そうしたら、何件も何件もこの人は何年っていうふうにやっていらっしゃる裁判官だとか弁護士の方だと、「これぐらいだったら、これぐらいだよな。」っていうのが分かると思うんですけれども、そういうところで関わっていない私たちがどれぐらいの感覚でいるのかっていう一般的な感覚を入れるには、やっぱり感情は多少入らないといけない部分ですし、それは、やっぱり私たちの担うべきものなんじゃないかなっていうふうに今でも思っています。

【丹羽裁判官】

ありがとうございました。

【司会者】

どうぞ、1番さん。

【1番】

私が担当した事件で、弁護士さんが主張される被告人の生い立ち等を聞いているうちに、評議の席上、皆さんの御意見を聞いていると、被告人に対する同情論、それから将来の更生、そうしたことを期待する声が強かったんです。特に裁判員6人のうち女性が半数以上を占めておられたんで、母親の立場からというような発言も

あたりして、これは、全体の流れとしては、同情的なのかなと思ったんです。

ところが、裁判長から量刑の判断が示されて、最高で10年という考え方が示された時に、意外と量刑に対しては、そういう同情論よりも厳しい考え方、これは、私の印象の問題なんですけれども、皆さん、感情と判断とは切り離して考えておられるような印象を持ちまして、裁判員制度も悪くないなっていう、そんな感じは持ったんです。

【丹羽裁判官】

ありがとうございます。

【司会者】

そうすると、裁判官の説明等で皆さん理解された上で御判断されていると、こういう印象を1番さんはお持ちになったということでしょうね。

【8番】

私も、今回参加させていただいて、やはり一番難しいのは、こういう裁判というか法廷も見たこともなかったですし、現場というのも全く知らない中で入って行って、被告人の話とかいろいろ、今回は、たまたま被告人が女性だったというのもあるんですけれども、最初からもう涙ながらに訴えている状況だったので、正直、その中で感情とか、そういう情を抑えるというのは、本当に難しく、本当に見たままですと、どうしても流されてしまう部分もあるので、これが例えば2回、3回と経験していけば、それを冷静に見て判断も的確にできるんでしょうけれども、本当に初めての経験で、非常に緊張した中で入って、そういった余裕っていうのは、正直、全くなかったです。

【司会者】

ありがとうございます。

それでは、裁判所の方の説明に焦点が当たり過ぎているところもあるので、両当事者、弁護士と検察官の活動ですね。冒頭陳述から始まって証拠の提出、その説明とか証人尋問とか、その辺を一括して、両当事者の活動について何か御意見はあり

ますでしょうか。先ほど、生い立ち等については、もうちょっと証拠があった方がいいんじゃないとか、一方で、死体の写真なんかを見ると、気分が悪くなったりするということもありましたでしょうし、そういう両当事者の活動について印象に残っていること、さらには、こうしてほしかったとか、こういうところが良かったとか、そういう感想でも結構ですので、どなたでも結構です。両当事者、弁護士さん、検察官の活動、これについて御意見を伺えればと思います。

【7番】

今回、量刑を決める裁判だったので、弁護士さんの方からの意見というのがほとんどなくて、とりあえず認めますという感じだったので、検察側からの資料とかがとても見やすかったんです。時系列になっていましたし、カラーも付いていましたし、読みやすかったんですけれども、弁護士さんの方の資料が白黒の、もう本当に「認めます。ただ、子供がいます。」それで、「情状酌量の余地があるんじゃないですか。」っていう資料だったんですけれども、総合して見ると、検察側の資料がとても読みやすくて、そっち側に引っ張られたんです。配られた資料の中には、写真的なものはなかったので、評議の時にちょっと困ったこともあったんです。犯行の場所とかは、評議の場でも、みんなでよく見たかったなっていうのはありました。どれぐらい暗いところで、どれぐらい狭いところで、どれぐらいの通りで起こった事件なのかを見たかったなというのがありました。

【司会者】

7番さんの事件は、強姦の事件で、どういう場所だったのかっていうところが話としては出て、だけれども、それが分かるような写真がなかったと、こういうふうなことでしょいかね。

他の方は、いかがでしょうか。

【2番】

亡くなった方の写真のことをお伝えしたいんですけれども、最初から「そういうのがあります。」っていうふうに裁判官の方から説明がありまして、「嫌だったら、

目をつぶっていて大丈夫です。」っていうことで、まず聞いていました。それで、戻った後には、もう一回確認としてホワイトボードで説明をする時、「ここら辺でこれぐらいの青あざがあって、まだこの辺は赤かったよね。」とかっていうような説明は、あったんですけども、実際の亡くなった方の痛みだとか、御家族の痛みだとかっていうのは、写真を見ないと、伝わらないところがあるので、できるだけ見た方がいいと思うんですけども、さすがにあの顔写真はつらいな。私も、見ていないのと言えないんですけども、つらいだろうなっていうのは、フラッシュバックしてしまうんじゃないかなっていうふうに思います。

本当に見られない方っていうのは、いらっしゃると思うので、最初から何か、絵ではないですけども、簡単なものを、写真ではなくてそれに似せて、これぐらいのあざがあって、このあざができるには、どれぐらいの痛みがあるんですっていうようなところをイラストか何かで説明があれば、その写真を見るのが困難な人にも判断が付くように、そういう工夫をされてもいいのかなというふうに思いました。

【司会者】

他の方は、いかがでしょうか。

6番さん、どうぞ。

【6番】

私は、検察官の方と弁護士の方の資料と話し方だとか、スピードだとかは、すごく努力しないと、聞けないものだと思っていたんですけども、実際は、手元にある資料と流れていく話でほとんど、余り漏れがないぐらいの情報量を得られたので、十分だったと思います。話すことと資料に関しては。

検察官の方から、スタンガンの実物を見せたいという訴えがあったとき、裁判員の意見を反映していただいたりして、そういうところも認めてもらえるんだっていう心遣いというか、それは少し安心したところです。

【司会者】

ありがとうございます。

他の方は、いかがでしょうか。当事者の活動について、率直なところ、今日は検察官、弁護士さんも出席しているので、多分その辺が一番関心事だろうというふうに思います。

【2番】

裁判官の方だとか、検察官の方は、何となく一般人がどれぐらいの知識なのかっていうのをお分かりなのかなと思うんですけども、弁護士さんが何だか変わっていらっしゃる方で、早口になったりっていうのがあるのは。検察の方は、それほど感じなかったんですけども、弁護士の方は、難しい言葉を使ったり、あと、早口になってしまったりっていうのがあって、手元資料があったので、それで追ってはいけたりだとか、私たちが不安に思っていることを休憩の間に裁判官の方から、「さっきの話は、これこれこういうことなので、こういうことです。」っていうような補足があったりしたので、そこは補充できました。裁判員がいる場合には、もう少し分かりやすい言葉でお伝えいただけると、非常に助かるなというふうに思いました。

【司会者】

ありがとうございます。

他の方は、いかがでしょうか、この関係で。

逆に、検察官、弁護人の方から、この関係で何か御質問は。

【辻検察官】

量刑が問題になる事件ということで、最後に論告、弁論するわけですけども、その際、検察官は、口頭で言うとともに、お手元に論告メモというものをお配りしたかと思います。それぞれの事件において、論告メモは、情報量が多かったり、少なかったりということがあったと思うんですけども、文字を見られて、その手元の情報量が論告にどの程度載った方がいいのか、多過ぎるとか、少な過ぎるとかっていうところについて、アバウトな質問で申し訳ありませんけれども、感じるところがあったら、教えていただければと思います。

【司会者】

では、6番さん、どうぞ。

【6番】

要旨に関しては、私自身は、全て文字で起こしていただけるといいなと思っています。ただ、大小を付けて、一般人がぱっと見るので、3項目だとか5項目、太い字があつての小さい字、なぜなら部屋に戻った際の話合いで、自分のメモだと足りていないところがあるので、拾いたいことが少しだけ発生したので。

【司会者】

他の方は、いかがでしょうか。論告の情報量ということでしょうか。

【7番】

私も、結構載せていただいて大丈夫な感じで、私が担当した時も、結構細かく載せていただいていたので、後で評議の時にとっても参考になりました。ほぼそれを基に考えたような形もあつたので、やっぱりいっぱい書いていただいた方が、私は、読みやすかったです。しかも、私の時は、カラーを使っていただいていたので、本当に読みやすく、分かりやすく、時系列も読み取ることができましたし、私は、なるべくたくさん書いておいてほしいなと思いました。

【司会者】

逆の意見はないでしょうかね。「何か多過ぎて、よく分からなかったな。」とか、「もっと簡潔に言ってくれないかな。」とか、そんな御意見とかっていうのはあるんでしょうか。

【1番】

何にせよ、初めて拝見する書類ばかりですから、それを短時間のうちに読みこなして趣旨を理解して、それで自分で判断するっていうのは、どういう資料であつたとしても、初めて裁判員を経験するに当たっては、なかなか骨だと思います。だから、結局は、そういう資料に目を通しながらも、法廷で展開される弁護士さんと検察官の議論で印象で判断していかざるを得ないじゃないかなという感じを持った次第です。

【司会者】

ありがとうございます。

他の方は、よろしいでしょうか。

弁護士さんから、何か御質問等は、ありますでしょうか。

【保田弁護士】

今回、審理予定を頂いていたので、拝見をしたんですけれども、2番さんと3番さんの事件の際には、お医者さんの尋問が双方ともあったんですかね。その時に、例えば、お医者さんの尋問の時に図の提示があるだとか、どんな説明が展開されていたかということと、あと、こちらの方でやらなければいけなくなった場合に、どういものがあつたら、理解しやすいかということがもしあれば、アドバイスをいただければ助かります。

【司会者】

いかがでしょうか。2番さん、3番さん。

【2番】

記憶があやふやなんですけれども、医師の話というのは、専門用語が本当に多いので、もう文字に残しておいていただければ、どこが分からなかったのかをクリアにすることができるので、医師から写真と言葉だけで何かを感じ、何が原因なのかとか、そういう判断をするのは、非常に難しかったです。なので、簡単なものでいいので、図があつて、「通常であれば、こうなります。ただ、今回の場合だと、暴行があつて、こういうふうになってしまいました。」というようなことを手元資料として、配布されなくても構わないので、審理をする時に、そういったものが手元にあると、考えやすくなつていうのがありました。

【司会者】

ありがとうございます。

【3番】

記憶も曖昧なので、具体的に覚えている方ではないんですけれども、覚せい剤使

用の影響で外出もままならない状態とか、そういった大まかな説明はあるんですけども、ただ、話を聞いているうちに、彼女は、いわゆるキャバクラに勤めていて、それが犯行するどのくらい前までちゃんと勤めていたのか、犯行のどのくらい前から急に引きこもって出られなくなったのかっていうところに、すごく興味があって、聞きたかったんですけども、そこまで突っ込んで聞いていいのかどうかっていうのが分からないので、聞かなかったんです。だけれども、引きこもって外出もままならないって言いながら、一体、いつまで夜の仕事を勤めていたのかということは、いつまで元気だったのかとか、あと、彼女は、そのキャバクラでためたお金、百何十万をつぎ込んで脂肪吸引とかをされているんですけども、そういったことの影響は、それが何年前で、その頃はちゃんと働いていたのかとか、今ふと女性としてこういう細かい時系列がとても気になったんですが、そこまで突っ込んで聞いていいのかも分からずに終わってしまったっていう形です。

【司会者】

ありがとうございます。

量刑の関係でいうと、量刑のグラフっていう話も出たかと思うんですけども、その関係では、さっきの検察官の論告求刑のところでもそういうグラフを使って主張があったとか、逆に、弁護士さんが相当と思う刑を述べるということもあるかと思うんですけども、その時にそういうグラフを使って行われたというような事例は、ありましたでしょうか

特になかったということでしょうか。あのグラフは、やっぱり評議に入ってからある程度の段階で見せられたというのが、皆さん、同じでしょうかね。

さっきの話だと、また6番さんのところだと、数字がもう少し早い段階で出た方がいいんじゃないかというような御意見もあったかと思うんですけども、その当事者がなぜ、例えば、検察官がなぜ懲役何年って求刑しているのかと、それはどんな根拠に基づいているのかっていうところがはっきり分かるような方法として、そんなグラフを先に示された方がよかったんじゃないかとか、そんな御意見というの

は、何かありますでしょうか。

【6番】

無事に終わっているってことは、結果、私が受けた流れでよかったんじゃないかと、現在、思い出しています。ただ、一つ、ここに来るまで私が思っていたのは、検察官の方の求刑が一番最初の数字であって、インパクトが強いつて言ったんですけれども、それをもっと初めの段階で、検察官の方が出てきた段階で8年って書いておいていただいていたのメモでもいいんじゃないかなと思っています。ただ、いろんな方の先入観だとかを大事にするのであれば、必要ないのかなと。何を大事にするかがポイントだと思います。

【司会者】

論告で、求刑のところが空欄になって、ずっと言っていて、最後に何年って言うんだけど、それが先にあって、じゃ、この何年っていうのは、なぜ何年なのかっていうのを説明された方が分かりやすいということもあるんじゃないかと、こんな御意見でしょうかね。

【6番】

はい。

【司会者】

ありがとうございます。

【8番】

私が一番いいなと思ったのは、同じような事件、似たような事件、過去のデータ等をピックアップしていただいて、それで、そのいろんな判例、判決の内容、大体の目安として提示していただいたんですけれども、それがすごくいいなって、判断基準の一つの目安になったんで、すごい参考になりました。

【司会者】

ありがとうございます。

他の方は、いかがでしょうか。

【2番】

私も、実際に決める時にそのグラフを拝見したんですけれども、自分はこうだけれども、一般的にはこうだっというところを見るにも、グラフは、非常に参考になりました。できれば、最初の段階でそういうのも、「後で開示します。」っていうか、そういうアナウンスがあると、少し気が楽になります。

【司会者】

なるほど。いきなり見せられたということなんでしょうかね。

【2番】

最初に、「そういうがあるので、とりあえず基準はあるけれども、最初にこういう求刑があって、これこれ、事実関係を確認する上でちゃんと見てね。後で実際に、ほかの判例ではこうなっていますっていうようなのを見せるから。」っていうふうに一言言ってもらえると、自分だけで決めなきゃいけないのかっていう負担が少しなくなるかなっていうことです。

【司会者】

ありがとうございます。

【7番】

私も、最初にそのグラフを見たいというのもあるんですけれども、私の事件の担当裁判官の方は、何回も評議の時に説明してくださって分かりやすかったんですけれども、やっぱり一番最初の数字が検察側の何年っていう数字だったんですね。弁護士さん側の資料にもやっぱり空欄になっていて、後で書き込む感じだったんですけれども、そっちの方がインパクトが弱くて、さっきも言ったとおり、私は、この被告人のやったことは許せなかったの、結構長い刑にしたいなと考えていたんですけれども、裁判官の方に、「この事件で被告人がしたことよりも、もっとひどい場合を考えてください。」って言われたんですね。この被告人がやったのは、歩いている女の子にいきなり後ろから羽交い締めにして、口を押さえて連れ込んだっていうんですけれども、それよりもひどい判例を考えてくださいって言われたんですけれ

ども、分からないんですよね。やっぱり一般人の考えでは、そんなことしないで
し、人に向かって悪いことしないので、「これよりひどい事例を教えてください。」
って感じだったので、何件か、「そういう似たような事件で、こういうのがあり
ましたよ。」って資料も欲しかったかなと思います。

【司会者】

ありがとうございます。

最後に、特にこの点だけは述べておきたいという方がいらっしゃいましたら、述
べていただければと思いますけれども、何か特にこれだけは今後、裁判員をやられ
る方に伝えておきたいとかいうことはありますでしょうか。

特によろしいですか。

それでは、予定していた時間になりましたので、この辺でこの意見交換会を終了
させていただきます。本日は、本当に貴重な御意見をいろいろ伺いまして、ありが
とうございました。今後の執務の参考にさせていただきます。それでは、今日はど
うもありがとうございました。

【一同】

ありがとうございました。

(別紙第2)

話題事項

1 裁判員を務められた感想

どのような事件の裁判員を務められたかという点に触れながら，裁判員を務められた感想を簡単にお聞かせください。

2 審理について

検察官及び弁護人の以下の活動について，分かりやすかったですか。印象に残っていることはありますか。工夫して欲しかった点がありますか。

- (1) 冒頭陳述（審理の最初に行った説明）
- (2) 証拠の説明（証拠書類の説明や供述調書の朗読等）
- (3) 証人，被告人に対する質問
- (4) 論告・求刑，弁論（審理の最後に行った意見）

3 評議について

量刑評議（被告人の刑の重さを決めるための評議）に関して，以下の点について，ご意見をお聞かせください。

- (1) 量刑を考えるにあたっての考え方（行為責任の原則）について，理解できましたか。
- (2) 当事者が主張した量刑事情の意味について，理解できましたか。主張・立証が不十分な点はありませんでしたか。